

先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書

(先物・オプション取引に関する確認書)

1. 私は、本取引に関し、その対象となる金融指標等を含む基本的なスキームについて、指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面等を熟読し、十分理解しました。
(指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面「7. 指数先物取引の仕組みについて」及び「8. 指数オプション取引の仕組みについて」参照)
2. 私は、本取引に関し、特に次に掲げる事項について、指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面等を熟読し、十分理解しました。
(指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面「4. 指数先物取引のリスクについて」、「5. 指数オプション取引のリスクについて」及び「6. 指数先物・オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません」参照)
 - ① 本取引に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
 - ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
 - ③ 本取引が原則として中途解約できないものであること
3. 本取引により想定される損失額を踏まえ、私が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響に照らして、私が取引できる契約内容であることを確認しました。

私は、上記1～3を踏まえ、先物・オプション取引を行うにあたり、「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面（金融商品取引法第37条の3による交付書面）」、「先物・オプション取引ルール」及び「先物・オプション取引口座設定約諾書（大阪証券取引所）」の内容を十分理解のうえ承諾し、私の判断と責任により、指数先物取引及び指数オプション取引を行うことを確認します。併せて、先物・オプション取引のリスクについて、今後改めて説明を受ける必要がないことを確認します。

また、私がMR F 累積投資口座を設定している場合、先物・オプション取引の利用を申込むにあたり、MR F 累積投資口座を解約すること及び先物・オプション取引口座が開設されている間はMR F 累積投資口座を設定できないことに同意します。

(差換預託に関する同意書)

私は、私が貴社に差入れた先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）第3条第2項の規定に基づき、私が差入れ又は預託した証拠金のうち委託証拠金の全部又は一部につき、貴社及び貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第17条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき売買停止等時の建玉の移管又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使が行われた場合においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申立てないことを承諾します。

- (1) 株式会社大阪証券取引所は、貴社又は貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社又は貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差引かれること。

- (2) 私が取引証拠金の返還を求めた場合には、私の差入れ又は預託した委託証拠金が現金であるか代用有価証券であるかに拘らず、金銭でのみ返還が行われること。
- (3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社又は貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあり得ること。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社、引継先の取引参加者（引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。）及び株式会社大阪証券取引所に対しては、一切の請求を行わないこと。

(平成23年4月1日 改正)